令和８年（フ）第１５６号
秋田県男鹿市払戸字六ツ小屋39番地
債務者　櫻庭　加奈子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６８号
秋田県男鹿市船越字一向67番地84　203
債務者　高橋加代子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７２号
秋田市飯島緑丘町８番９号、旧住所秋田市大住四丁目11番２―202号
債務者　柏崎　幸生
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３６号
茨城県土浦市板谷一丁目529番地　小林住宅１番
債務者　栗山　良子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２８１号
新潟市中央区窪田町４丁目243番地１　市営窪田町住宅44
債務者　清野真紀（旧姓稲生）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３００号
新潟市西蒲区三方1536番地２
債務者　大河平敬子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７３号
新潟市東区上木戸３丁目３番24号　守庵良寛上木戸
債務者　高橋　惠子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８７号
新潟市西蒲区西中466番地、前住所新潟県燕市吉田東栄町42番29号
債務者　竹野　秀子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１４号
山梨県山梨市上神内川1073番地の１
債務者　中村　裕貴
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３７号
山梨県甲斐市島上条1822番地１　Ｍグランド203号
債務者　古屋　洸輝
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４３号
山梨県南アルプス市飯野3382番地５　パティオＡ―101
債務者　河西　　鎌
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６２号
長野市桐原１丁目15番11号　ウェルズ桐原Ａ棟202
債務者　伊藤　隆幸
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９０号
岐阜県養老郡養老町烏江1139番地
債務者　浅野　泰弘
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１７１号
三重県松阪市五主町1335番地16
債務者　奥田　英治
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９０号
三重県鈴鹿市神戸六丁目14番19号
債務者　大元　千香子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０８号
三重県亀山市野村一丁目１番９―101号　ハイマート野村Ｂ棟、前住所三重県津市芸濃町忍田866番地４
債務者　中村リエこと　ＮＡＫＡＭＵＲＡ　ＲＩＥ
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６７号
三重県四日市市御薗町二丁目62番地
債務者　山本　彩花
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係